

パブリック・コメントの結果について (第4期熊本県教育振興基本計画素案)

- 1 募集期間
令和6年(2024年)10月4日(金)から令和6年(2024年)11月2日(土)まで
- 2 意見の件数(意見提出者数) 32件(8人)
重複を除く意見数(同趣旨のご意見を1件としてまとめたもの) 29件
- 3 意見の取扱い
 反 映: 寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの 7件
 参 考: 今後の取組の参考とさせていただくもの 19件
 既 記 載: 寄せられたご意見の趣旨・考え方が既に素案に記載されているもの 2件
 そ の 他: 素案以外についてのご意見として整理したもの 1件
- 4 意見の概要と県の考え方

【計画の策定にあたって】【計画の理念・体系】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
1	国の「第4期教育振興基本計画」に基づき、「ウェルビーイング」の考え方を「計画策定の趣旨」と「計画の理念・体系」に書き込むべきである。	御意見を踏まえて、1ページ「1 策定の趣旨」に、「また、子供たちや教職員など教育に携わる全ての人々のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)が向上するよう、」の文言を追加しました。	反映
2	第3期計画に記載されていたSDGsに関する記述が「計画の理念・体系」の中から消えており、前回同様の扱いでその必要性について明記すべきである。	御意見を踏まえて、2ページ「1 基本理念と基本目標」に、「SDGsの理念に沿った『誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり』の視点を持つ」の文言を追加しました。	反映
3	「計画の理念・体系」において、「社会の動向と本県教育を取り巻く現状と課題」を記載すべきである。	教育委員会では毎年「教育委員会の点検及び評価」を実施しています。その中で第3期計画に関連する教育施策の実施状況についても点検・評価を行い、課題を整理した上で公表し、第4期計画の検討においても参考としています。また、それぞれの取組ごとに社会の動向を踏まえ、施策に反映するなどして内容の充実を図っています。	参考
【基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上】			
4	子供たちの間で発生した問題は可能な限り子供たちの間で解決できるよう自立を促すべきであり、そのための家庭教育(保護者)のあり方を支援する手立てを検討いただきたい。	子どもたちに関わる大人(保護者)が、家庭教育に関する様々な話題を通して学び、子育てに前向きな気持ちを育むための参加体験型学習プログラムを活用する「親の学び」講座を中心として、子どもへの親の関わりや伝え方の工夫等、子どもの発達段階に即したプログラムの提供を継続していきます。 御意見につきましては、取組を進めていく上で参考とさせていただきます。	参考

【基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
5	人権教育の推進プランや、個別の人権課題に対応するための教職員に対する研修が必要であり、差別事象が絶えない中で、今一度人権教育のありようを検証し、再構築していくことが必要である。また、人権教育の充実に関する指標が必要であり、主な施策の中に◎の重点施策を設けるべきである。	社会情勢の変化から人権を巡る状況も変化しているが、これまでもこれからも児童生徒が人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成すること、自他の人権を尊重し、実践力や行動力を養っていけるよう指導していく必要があります。全ての教育活動の根底にあるべき人権教育の取組について、研修の取組等を指標とすること、指標の数値をもって達成されたと判断することはできないと考え、指標を設けていません。 なお、各学校の人権教育の推進状況については、推進状況調査を毎年度実施して取組状況を把握し、キャリアステージに応じた研修を行っています。 御意見を踏まえて、主な施策のうち、『「熊本県人権子ども集会」や「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施』を重点施策としました。	反映 (一部)
6	教職員が本来の業務に集中して取り組むため、各校に1名、いじめ(問題行動)対応アドバイザーや保護者対応アドバイザー等を常駐させる等、検討いただきたい。	今年度から県教育委員会内に学校問題解決支援コーディネーターを配置し、各学校の諸課題の解決に向けたアドバイス等を行っています。また、スクールロイヤーによる相談活動を通して、法的な側面から学校に対する助言を行う体制を整えているところです。 今後も教職員の負担軽減に向けた体制づくりを検討して参ります。	参考
7	第3期計画では、「性に関する指導に係る講演会や思春期保健教育講演会等の実施」という項目があったが、第4期にはその項目がなくなっている。「包括的性教育」の必要性が各方面から指摘されるようになってきている。その点に関して問題意識はないのか。	「包括的性教育」については、たいへん重要な課題だと認識しており、【取組7 学校の防災・安全対策の推進】の主な施策に、『「生命の安全教育」の充実を図るとともに、デートDVをはじめとした性犯罪・性暴力対応に関する外部機関と連携した研修やDV未然防止教育を推進』及び『「性に関する指導に係る講演会」や「思春期保健教育講演会」等の実施』を記載しております。	既記載
【基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成】			
8	「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人一人の『子供を学びの主体』とする授業力の向上」のためには、子供たちの学びを支える環境づくりが必要である。 また、取組8の＜主な施策＞の部分について、「○小中高校における少人数学級の推進、小学校段階における教科担任制の充実」を記載すべきである。	子供たちの学びを支える環境づくりのため、教員不足解消に向けて、教員採用選考考査の改善や多方面への情報発信、免許所有者の掘り起こし等、あらゆる策を講じているところです。長時間勤務の是正については重要な課題であり、教職員の確保と両輪で働き方改革を進め、1人1人の教職員の負担軽減を図って参ります。 県教育委員会では、中1ギャップの解消や学力向上に向けて中学1年生における35人学級編制を導入しています。中2、中3における35人学級編制については、国に対して中学校の学級編制の標準の引き下げについて要望等を行っています。今後引き続き要望していきます。 また、教科担任制については、国もその推進を図っており、県としても教科担任制の充実に向けて専科加配の配置拡充を行っているところです。	参考
9	ESD(持続可能な開発のための教育)では、「児童生徒が自ら課題を設定するプロセスの中で、何が大切で、何が課題なのかを考え、さまざまな意見にふれることが重要」とされている。取組8にある「高等学校における探究的な学びの充実」は、まさにESDを基盤に置いた取組とすべきではないか。	御意見をいただいたESDの考え方も含め、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから、自ら課題を立て、解決していくような学びを展開し、探究的な学びの充実を目指します。 御意見につきましては、取組を進めていく上で参考とさせていただきます。	参考

【基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
10	【取組12 特別支援教育の充実】とあるが、冒頭に「インクルーシブ教育システムを構築するため」と記載しているのであれば、それに「特別支援教育の一層の充実を図ります」と続くのはインクルーシブ教育の理念に反するので、「多様な学びの場の整備」の方がふさわしい。	文部科学省は、「特別支援教育」を「障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて必要な指導・支援を行うもの」としており、通常の学級において必要な指導・支援を行うことも特別支援教育に含まれます。特別支援教育は、学びの場を限定するものではないことから、インクルーシブ教育システムを構築するために特別支援教育の一層の充実が必要であると捉えています。	参考
11	取組12の第三段落目の主語が市町村教育委員会だけになっているが、子供からの意見聴取・対話の観点から、市町村教育委員会が就学先をすべて決めるような書き方はふさわしくなく、主語として児童生徒や保護者の意見を尊重して決めていくことを明記すべきである。	御意見を踏まえ、学校教育法施行令第18条の2の趣旨を明確にするため、御指摘の部分を「保護者や専門家の意見を聞いて市町村教育委員会が行う、障がいのある子供の就学先決定に際して、」に修正します。 なお、障がいのある児童生徒の学びの場の決定に関する取組については、文部科学省が同条に関して示している「本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定する」という考え方に沿って丁寧に進めて参ります。	反映
12	取組12の「市町村教育委員会が子供たち一人一人の教育的ニーズを的確に見きわめ、その時期に持てる力や可能性を最も伸ばすことができる適切な学びの場を決定するための方法や仕組みを市町村教育委員会と連携して整理します。」の教育的ニーズとは誰のニーズなのか。子供たちを中心に置いて考えるべき。	御意見のとおり、「教育的ニーズ」は児童生徒本人のニーズであると県教育委員会も認識しております。 児童生徒一人一人について、どのような支援や合理的配慮があれば学ぶことができるのか、その学びがより充実し、持てる力や可能性を伸ばせるのかをしっかりと捉えられよう、教育的ニーズの的確な把握の方法について、更に検討を進めて参ります。	参考
13	インクルーシブ教育を実現するために、障がいを医学モデルではなく社会モデル・人権モデルとして捉えなおし、共に学ぶための合理的配慮をすべての学校で確実に行うことが大切である。すべての教職員が障がい当事者の方の話を聴き、交流する機会となるような研修の機会を設定することが必要。取組34においても、「こどもや保護者の意見を反映させるために必要な措置を講じる」とされており、その観点からも障がい当事者やその保護者の考え方を聞く機会を設けるべきである。	御意見のとおり、障がいを社会モデルで捉えなおすことについては、通常の学級の担任も含めたすべての教職員の理解が深まるよう、次年度からの研修に含まれるようにして参ります。 当事者や保護者の方の御意見を伺う機会については、今年度、通級による指導の担当者向けの研修で当事者の方を講師にお迎えし、講話をしていただいたところです。受講者に非常に好評であり、今後も同様の研修が実施できるよう努めて参ります。また、会議等については、県広域特別支援連携協議会において、障がいのある本人・保護者の御意見を伺うため、当事者団体や保護者代表の方々に委員を委嘱しております。 今後も御意見を参考に、事業や取組を進める際には、幅広い御意見を伺いながら進めるよう努めて参ります。	参考
14	普通高校に障がいのある生徒向けのコースを新設することは考えているか。高校段階における多様な学びの場の検討について、検討委員会に関係団体等を委員として参画させてほしい。	障がいの有無にかかわらず、高等学校段階においても、多様な選択肢があることは重要と考えています。御意見を参考にしながら検討して参ります。	参考

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
15	「学びのもののさし」について、定められた基準で機械的に教育する場所を決めるのではなく、児童・保護者へのアセスメントや、地域の学校で受けられる支援内容の情報や事例共有等を徹底してほしい。 また、もののさしの検討についてはインクルーシブ教育の有識者や関係団体にも定期的に意見を聞き、内容を再検討できるようにしてほしい。	県教育委員会としても、「学びのもののさし」は学びの場を機械的に決めるためのものではないと考えており、市町村教育委員会が総合的な判断を行う上で一定の目安になる情報となることを目指すものです。 学校の基礎的環境整備の状況や活用できる地域資源等については、地域毎に開催している「地域特別支援連携協議会」などで情報集約し、さらに、優れた事例については、巡回相談員のネットワークを通じて県全体で情報集約、共有します。 また、「学びのもののさし」の検討については、広域特別支援連携協議会の当事者団体の委員や学識経験者の委員等に御意見を伺う機会を設けながら検討を進めているところです。「学びのもののさし」については、他の施策と同様、毎年度、目標達成に向けた進捗の検証を行い、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。	参考
16	「学びのもののさし」は、知能検査等の数値なのか。特別支援学級や学校に在籍する子供たちは、保護者や教師の「少しでも安心して過ごせるように」との思いで在籍している場合がほとんどであり、検査結果をもって、在籍の可否を判断されることには反対である。	「学びのもののさし」は、市町村教育委員会が担う総合的な判断の過程(文部科学省が示す手続きに準じたもの)において、本人・保護者の意向を含めた情報が漏れなく収集され、その時期の児童生徒の持てる力や可能性を最大限に伸ばせる学びの場が適正に決定されることを補助するものです。 学びの場を検討する過程では、障がいの程度について、法令や文部科学省通知に基づいた評価がなされますが、その評価のみでそのまま学びの場を決定するものではありません。本人・保護者の意向や地域や学校の状況によって、学びの場の判断は変わる可能性があります。 「学びのもののさし」では、このような必要事項について、市町村が漏れなく把握した上で学びの場を検討することを示すようにしています。 今後も御意見を参考にしながら、更に検討を進めて参ります。	参考
17	「学びのもののさし」とは、具体的に何なのか。大人の価値観の「もののさし」を子供たちにあてておくべきではなく、「学びのもののさし」という言葉、概念は消去すべき。	「学びのもののさし」は、市町村教育委員会が担う総合的な判断の過程(文部科学省が示す手続きに準じたもの)において、本人・保護者の意向を含めた情報が漏れなく収集され、その時期の児童生徒の持てる力や可能性を最大限に伸ばせる学びの場が適正に決定されることを補助するものです。子供の姿から、何があれば学ぶことができるか、その学びがより充実するののか、そのためには何が必要かを考える過程は、教育にとっては欠かすことができないものです。 「学びのもののさし」の名称を含め、その考え方や仕組みについて、現在研究・検討を進めており、御意見を参考にしながら、誤解や不安が生じず、わかりやすい表現になるよう検討して参ります。	参考

意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
18	「学びのもののさし」が具体的に何を示しているのかよくわからない。本人や保護者の意向を否定したり、無視したりするなど権威的にならないか不安である。	「学びのもののさし」は、市町村教育委員会が担う総合的な判断の過程(文部科学省が示す手続きに準じたもの)において、本人・保護者の意向を含めた情報が漏れなく収集され、その時期の児童生徒の持てる力や可能性を最大限に伸ばせる学びの場が適正に決定されることを補助するものです。 「学びのもののさし」の導入後も、障がいのある児童生徒の学びの場の決定に関する取組については、文部科学省が同条に関して示している「本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定する」という考え方に沿って丁寧に進めて参ります。 なお、御意見を踏まえ、取組12の第三段落について、「保護者や専門家の意見を聞いて市町村教育委員会が行う、障がいのある子供の就学先決定に際して、」に修正します。	反映 (一部)
19	日本が掲げる「インクルーシブ教育システム」ではなく、障害者権利条約に書かれている「インクルーシブ教育」を実現させるための計画にすべきである。 共生社会の実現に向けては、社会の縮図である学校を「共生社会」にすべきであり、「分離特別支援教育」を推進するというのは矛盾しているので修正すべき。	令和4年11月9日第210回国会衆議院文部科学委員会第3号での文部科学大臣の発言において、「インクルーシブ教育システムとは、障害者権利条約に規定された教育についての障害者の権利を、差別なく、かつ、機会の均等を基礎といたしまして実現するために行われる、障害者を包容する教育制度であります。潜在能力などにつつましての意識を十分に発達させることや、多様性の尊重などの強化などが目的であると認識をしているところです。文部科学省としては、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、あと、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んでいるところでございます。」とあり、県教育委員会としても同様に考えています。 県教育委員会では、必要な支援を受けながら、通常の学級で共に学ぶ子供が増えていくことが、インクルーシブ教育システムの推進の一つの姿であると捉えています。そのために、通常の学級の教職員の障がい理解、誰にとってもわかりやすい授業の工夫、巡回指導による通級による指導や支援員の配置等を更に充実できるよう取組みを進めて参ります。また、特別な支援が比較的多く必要な特別支援学校や特別支援学級で学んでいる児童生徒についても、交流及び共同学習の一層の充実など共に学ぶための方策等を研究・検討して参ります。	参考
20	医療的ケアが必要な児童生徒を対象とした看護士の配置は、高等学校も対象にしており、とても良い取組である。	今後も中学校で行われていた医療的ケアが高等学校段階でも途切れることなく、当該生徒にとって安心・安全な環境整備ができるよう、関係機関等と密に連携しながら、しっかり取り組んで参ります。	参考
21	取組に「排泄等の移乗介助が必要な生徒が在籍する学校への福祉機器の貸出」を追加できないか。	現在、移乗介助に必要な支援機器として、電動式昇降式ストレッチャーやパワースーツを配備しています。今後も在籍校の支援状況を伺いながら、環境整備の充実に努めて参ります。	参考

【基本的方向性5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
22	公立高校の進学校全てで、普通科に「就職・公務員コース」を新設して、勉強量と学費の負担が重い大学進学を避けて、専門学校進学や就職を選ぶ意識をもつことが重要である。 また、専門学校進学担当と就職指導担当の窓口を必置化し、就職の求人数を増やすことも重要である。専門学校進学や就職の意識を高める小冊子や動画を作成するなど、PRしてほしい。	各学校においては、多様な進路に関する情報を生徒に提供し、生徒の進路実現に向けて取り組んでおります。 いただいた御意見については、進路指導において参考にして参ります。	参考
23	【取組16 外国語教育、国際教育の充実】について、今日的な地球規模の課題に関心を持ち、主体的にコミットする若者の育成につながる国際教育の視点が必要であり、〈主な施策〉に「地球的規模の課題について考え、行動していく態度や能力を育成する」と記載すべきである。 また、指標を、中3と高3の英会話能力ではなく、「英語の授業の理解度」「英語の授業が楽しいと思える生徒の割合」に変えるべきではないか。	【取組11 社会の変化に対応した教育の推進】に記載のとおり、変化の激しい時代の中で、子供たちが現代社会におけるさまざまな課題に対応する力を身に付けることができるよう、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた「ESD(持続可能な開発のための教育)」を推進して参ります。 また、国の教育振興基本計画では「グローバル人材の育成」に係る施策とし、てCEFRによる4技能(読む、聞く、話す、書く)のバランスの取れた英語力を指標として用いているほか、現行の学習指導要領における外国語科の目標や内容は、小・中・高校で一貫した目標を実現するため、国際的な基準であるCEFRを参考にしています。 国の方向性に準じ、生徒の英語力に関して一定水準の指標を設定し、グローバル人材の育成に努めて参ります。	参考
【基本的方向性6 魅力ある学校づくり】			
24	第3期でも取り組んできた「熊本スーパーハイスクール構想」の成果と課題を明らかにして、その上で第4期の計画を策定することが必要である。 また、取組21の「地域とともにある学校づくり」に関しても、現在も地域と連携して取組を進めている地方の高校で、依然として志願者増加につながっていないところもあるという課題認識のもと、定員割れしている高校へどのような支援をしていくのかについての具体的な記載が必要である。	「熊本スーパーハイスクール構想」については、令和2年3月の「県立高等学校あり方と今後の方向性について」(提言)に基づき、魅力ある学校づくりに向けた14の取組の柱事業として実施しています。 この提言の期間が今年度が最終年度であるため、令和7年度以降のありかた検討を行う外部有識者会議「県立高等学校あり方検討会」を今年7月に設置しました。 本検討会では、熊本スーパーハイスクール構想を含む魅力化の取組の成果と課題を検証することとしており、第1回会議では「学科改編による魅力化の取組と併せて学級減を実施してきたが、少子化による中学卒業生数の減少数に対して十分ではなかったため、学科改編を行った学校の定員充足率を改善するまでには至っていない。(中略)さらに、魅力化の取組の定量的・定性的な評価が不十分なことに加え、中学校の生徒や保護者・教職員・地域に十分に学校の魅力が伝わっていない部分がある」という課題を報告しました。 課題の検証に加え、県立高校を取り巻く環境や現在の県立高校の現状を踏まえながら、①将来を見据えた学校規模や学校配置、通学区域の考え方や、②更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性について協議していただき、最終的に提言としてとりまとめる予定です。 いただいた御意見を参考に、あり方検討会で協議を進めて参ります。	参考

【基本的方向性7 子供たちの学びを支える環境づくり】			
意見 No.	意見・提案の概要	県の考え方	取扱い
25	【取組25 教職員の働き方改革の促進】について、教職員の業務削減に関する主な施策と、その指標を加えるべきである。	御意見をいただいた当計画における働き方改革に関する指標については、時間外在校等時間の縮減と校務DXによる業務削減等に関し設定しています。 また、「教職員の働き方改革の促進」と「教職員の人材確保」は喫緊の課題であり、11月に策定した「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」においても業務削減等を含めた様々な取組を進めることとしています。	既記載
26	【取組26 教育DXの推進】の主な施策において、「県立学校と市町村学校における1人1台の端末整備(更新)」とある。 市町村立学校の端末更新費用に関しては国の予算が準備されるが、県立学校については予算措置がまだ明確にされていない中で、端末更新に際して生徒・保護者の自己負担になることが懸念され、そのための予算確保についても言及してほしい。	県立学校の1人1台端末の整備については「熊本県教育情報化推進基本方針」においてもBYOD(※)を基本としながら国の財政支援や県の財政状況、家庭の経済状況等を踏まえて検討することとしており、生徒・保護者の負担軽減も含めて検討して参ります。 ※BYOD: Bring Your Own Deviceの略で、公費で端末を整備するのではなく、学習用端末を個人で購入し、学校へ持参して利用すること。	参考
【基本的方向性10 子供からの意見聴取・対話】			
27	行われている施策に対して定期的に意見聴取を行うことの必要性にも言及すべきである。 また、校則の見直しにおいて生徒の意見を聞いている学校も見られることから、学校において子どもの権利条約や子ども基本法について周知を行うことも(主な施策)の中に盛り込むべきである。	御意見を踏まえて、27ページ【子供からの意見聴取・対話】に、「施策の評価」の文言を追記しました。子供からの意見聴取については、子ども基本法の趣旨を踏まえ、既存で実施している調査等を含めて、引き続き積極的に取り組んで参ります。 校則の見直しについては、御意見を踏まえて、主な施策に「○校則の点検及び見直しにおける当事者等の意見聴取」を追加しました。子供の権利について、「子どもまんなか熊本・実現計画」中間整理にも記載のとおり、全ての子ども・若者に対し周知を行っていきたいと考えております。 ※「子どもまんなか熊本・実現計画」中間整理(抜粋) 全ての子ども・若者に対して、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。	反映
【計画の推進】			
28	少子化は、婚姻数減少が原因であり、婚姻数の減少は子ども時代からの過度の競争が原因である。少子化対策の「子どもまんなか熊本・実現計画」と第4期教育振興基本計画をどう連動させるか、について言及すべき。	32ページの「2 教育委員会・知事部局・警察本部の連携強化」に県で策定する他の計画との整合性に留意する旨を記載していますが、御意見を踏まえて、「特に子供に関連する計画」との整合性にも十分留意する旨の文言を追加しました。 計画の推進にあたっては、県教育委員会・知事部局・警察本部が連携して取り組んで参ります。	反映
【その他】			
29	これからの男子小中学生のファッションの未来について、多くの男子小中学生が、髪をなるべく肩から胸まで伸ばし、女性らしい髪型(ミディアム・セミロング・ロング)にして、ツインテールやポニーテールを結ぶなどをしてアレンジをすることを実現してもらいたい。 多くの男子小中学生が、なるべくスカートを履く意識をもってもらうための動画やポスターを作成するPRをしてもらいたい。	計画には直接関係の無い意見として整理しました。	その他